

# 技と工夫のすぐりむん

## 第26回 那覇の物産展



黒糖カチ割り、マグロ解体の実演などのほか、今回はゆいレール開通半年記念として、各駅周辺にある老舗や話題の店が紹介されました

### 那覇市長賞 受賞商品

**最優秀賞** 酵母モクタマナ茶  
モクタマナの葉を発酵させ、飲みやすく、ポリフェノールを豊富に含むお茶にしました。  
(株)琉球バイオソース開発

**優秀賞** クミスクチンエキス粒  
沖縄の代表的な薬草、クミスクチンをアルコールで抽出し、有効成分の多い商品にしました。  
(株)沖縄発酵化学

**奨励賞** ノニ黒酢  
黒酢にノニ、シークワーサーなどを配合し、黒糖を入れることで飲みやすく仕上げました。  
(有)琉紀産業

**奨励賞** 染色にチャレンジ  
赤土を顔料化し、体験学習教材として、マジックにチャレンジしてもらえようように開発しました。  
藍染なみかわ

**優秀賞** ねり唐芙蓉  
豆腐を泡盛、紅麹(こうじ)で発酵した商品。ドレッシング、鍋物などに活用ください。  
(株)紅濱



**奨励賞** 手作りのまんまるちんすこう  
甘さひかえめでやさしい触感が特徴。パッケージも可愛らしく手軽なカップにしました。  
Pius!



## 土・日 窓口開設します

市民課(本庁)では、入学、転勤等で窓口が混みあう  
3月13日(土)から4月4日(日)までの間、  
土曜日・日曜日も窓口を開設します。

**開設時間**  
土曜日 午前8時30分～12時まで  
日曜日 午前8時30分～午後5時まで

他機関への照会等が必要な業務については、一部お取り扱い出来ない場合もありますので、ご了承ください。

**業務内容**

- (1) 戸籍・住民票・印鑑証明等の各種証明
- (2) 転入、転出、出生、婚姻届等の各種届
- (3) 印鑑登録
- (4) 外国人登録、児童手当等

**お問い合わせ先 市民課(本庁)**  
☎862-3274

平日(月曜日～金曜日)の8:30～17:00)は真和志、首里、小禄の三支所においても、外国人登録を除く全業務を取り扱っていますので、お近くの支所をご利用ください。

真和志支所 ☎832-8231  
首里支所 ☎884-4312  
小禄支所 ☎857-0086

**自動交付機(住民票と印鑑証明)**

本庁1階ロビーに設置している自動交付機は、毎日午前9時～午後7時まで、「なは市民カード」を使用した印鑑証明、住民票の発行を行っています。どうぞご利用ください。  
(ただし12月31日～1月3日は休みとなります)



## 希望ヶ丘公園で会いましょう

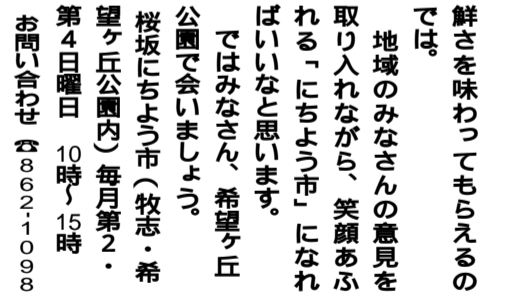
桜坂にちよう市  
広報なは市民特派員 ジョージ・ハヤセさん

緑の木漏れ日の中、アケセリやボストカード、古着が並べられ、市民や観光客がフリーマーケットに出店者との会話を楽しんでいきます。中古のおもちゃ、手づくりのミニ塗画看板、も公園入り口に立ち並び、ノスタルジーや新

大根のみそ汁がふるまわれ、特殊メイク体験で猫顔になった子が満足そうに鏡をのぞきこみます。

「桜坂にちよう市」の風景。桜坂周辺を元気にし、様々な芸術・文化を発信していきたいと願う、「桜坂地域活性化実行委員&宇宙」がはじめた、手づくり市。開催中は、希少な手書きの「映画看板」も公園入り口に立ち並び、ノスタルジーや新

お問い合わせ ☎862-1098



## 母子・寡婦福祉資金の貸付

県では、平成16年度就学支度資金と修学資金の貸付申請を下記の日程で受け付けております。母子家庭又は寡婦世帯の児童が、高校・専修学校・大学等に就学する際に必要とする資金を貸付けるものです。

申請受付期間  
・就学支度資金(入学に際し必要とする資金) 3月31日まで  
・修学資金(授業料・書籍代等) 4月30日まで

受付場所 こども課(本庁2階13番窓口)  
申請書類はこども課に準備しております。詳しくは下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ**  
こども課母子児童係  
☎867-0111(内2521・2626)

## 児童手当が変わります

手当月額  
第1子・第2子 5,000円  
第3子 以降 10,000円

支払方法・支払日  
口座振込で年3回 2月・6月・10月に前月分までを支払います。

現在、児童手当を受けていない方  
該当する方は新規申請書の届出が必要です。  
(本庁の児童手当係に提出になります)

現在、児童手当を受けている方  
該当する方は増額確認届の届出が必要です。  
(郵送受付のみになります)

申請、忘れないでね!

**お問い合わせ**  
市民課(本庁) 児童手当係  
☎867-0111(代表)  
内線2573・2586

平成16年4月から児童手当の支給対象年齢が引き上げられる予定です。

小学校就学前の児童 → 新小学校3年生までの児童

**所得制限限度額**  
この手当には、所得制限があります。ただし、申請者が加入している年金の種類により、所得制限限度額が異なります。

平成15年度 所得制限限度額

扶養人数	所得制限限度額	
	国民年金又は未加入の方(児童手当)	厚生年金等加入の方(特例給付)
0人	3,090,000円	4,680,000円
1人	3,470,000円	5,060,000円
2人	3,850,000円	5,440,000円
3人	4,230,000円	5,820,000円
4人	4,610,000円	6,200,000円
5人目以降	1人増すごとに38万円加算	

この表には、所得から一律に控除される8万円があらかじめ加えてあります。